

(趣旨)

第一条 この要綱は、NPO 法人地球生物会議（以下、「ALIVE」という。）が ALIVE 定款第 5 条（4）に基づき、ALIVE 基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第二条 助成金の交付目的は、動物問題の解決に向けて有益となる活動を助成することによって、これらの動物問題の解決及び動物の福祉の向上に向けての一助となるだけでなく、動物問題に係る活動を担う人材育成を行うことである。

(助成対象活動)

第三条 代表は、次に掲げる活動（以下「助成活動」という。）を実施するために必要な経費のうち、助成金の対象として代表が認める実費について、原則として予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 調査研究活動 現状の動物問題の調査に基づき、学術的に調査研究を行う活動
 - (2) 啓発普及活動 広く一般に動物問題を広めるための啓発普及活動
 - (3) 教育活動 動物問題を解決するための能力を開発するための教育活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成金の交付の対象としない。
- (1) 営利を目的とする活動
 - (2) 下部組織を有する団体・企業等の専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動
 - (3) 他の団体・企業等への助成活動
 - (4) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
 - (5) 民法第 90 条に規定する公序良俗に反する活動
 - (6) 動物への直接的な活動（動物個体の保護及び譲渡活動、不妊去勢活動）
 - (7) その他、代表が別に定める活動
- 3 助成金の額は、ALIVE 基金助成計画書を審査し、助成対象活動完了報告書と活動に要した実費の領収書等を受領した上で、代表が定める（1 プロジェクトに対し最大 100 万円）。

(計画書)

第四条 助成金の交付を申請しようとする助成対象者は、予め活動に関する別に定める ALIVE 基金助成計画書を代表に提出するものとする。

(助成対象活動の認定)

第五条 代表は、前条の ALIVE 基金助成計画書をもって審査し、助成対象活動を認定し、助成対象者に対し、その結果を通知するものとする。

(認定の取消)

第六条 代表は、助成対象活動期間中、ALIVE の名誉と品位を傷つける行為を行った場合、又は次の各号の何れかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 助成金申請者からの延長・中止報告書の提出により活動が中止された場合
 - (2) 計画書の内容並びに ALIVE 定款第三条に基づいて出された代表の指示に違反した場合
 - (3) 助成対象者が ALIVE に対し、延長・中止報告書による延長の届出がないままに、活動完了予定日から起算して 30 日以内に完了報告書の提出できないことが明らかである場合
- 2 代表は前項の規定による取り消しをした場合は、別に定める助成金交付契約取消通知書により、助成対象者に通知するものとする。